



那須

7 月号
No.731
2020年(令和2年)



表紙シリーズ

はぐくむ
喜び

～農業の魅力～

お皿の上に そのままの野菜を

目次

特集～那須町コミュニティ・スクール～	2
タウンピックアップ	4
子育て・ほけんだより	14
生涯学習だより	16
図書館だより	18
タウンinformation	19
カメラスケッチ	23
みんなの広場	24
那須平成の森だより	28

コミュニティ・スクール

地域とともにある学校づくり



学校を核とした地域づくり



「学校・家庭・地域が、子どもの教育に対する課題や目標を共有し、一体となって子どもたちを育てる体制を築き上げることで、学校教育が充実し、そこに関わる大人たちの成長が促され、地域づくりの担い手を育成していく。」

那須町が進める「コミュニティ・スクール」には、そんな豊かな未来を創る力があります。学校・家庭・地域の未来のために、オール那須で学校づくり、地域づくりを進めていきましょう。



自然観察



防災教室



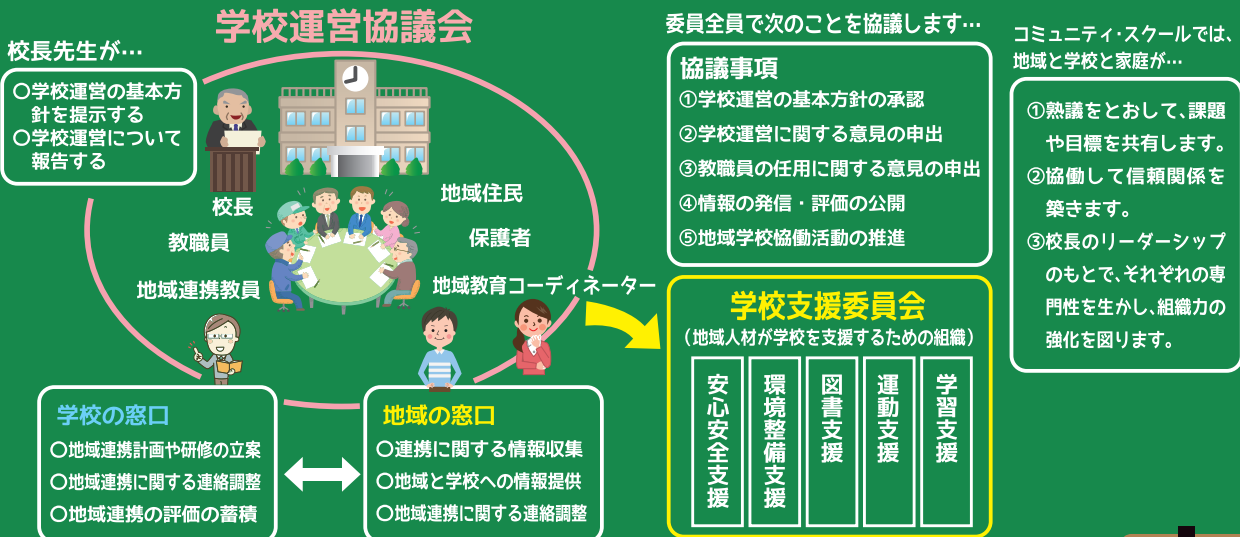
書道



おはなし会

コミュニティ・スクールとは、**学校運営協議会**を設置している学校です。

那須町コミュニティ・スクールのしくみ (学校運営協議会制度は、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校運営に取り組むための仕組みをつくります)



那須町のコミュニティ・スクール事業は、上記のような仕組みで学校と地域がつながっています。学校運営協議会では、「子どもたちのため」を意識した協議が行われ、さまざまな協働活動が実践されています。子どもたちのため、那須町のため、皆さまの協力をお待ちしています。



地域のお祭り



農園活動



調理活動



登下校の見守り



水泳

町が誇る地域教育コーディネーターズ (敬称略)

各学校には、各地域から選出され町教育委員会が任命した「地域教育コーディネーター」を複数人配置しています。学校の求めに応じてボランティアを探したり、地域行事への参画をあっせんしたりして、子どもたちに豊かな学びを提供しています。町が誇るコーディネーターズの皆さんに、ぜひ、声をかけてください。

東陽小学校



丸田 省二 平山 寿子

学びの森小学校



大島 栄次 平山 貞幸

黒田原小学校



薄葉 智子 高久 実

高久小学校



平山淳一郎 大倉須奈子

田代友愛小学校



金田裕美子 阿久津由美

那須中央中学校



仙波 隆夫 吉田 文枝

那須中学校



高久 恭一 郷間千恵子

那須高原小学校



大岡 久美 白井 大助 平山 幸恵



▼問合せ
町教育委員会事務局
生涯学習課生涯学習係
☎ 6923
※広報8月号からは、
各学校の紹介をします。

私たちは、学校と地域の橋渡し役となり、地域人材を学校に紹介しています。皆さまの協力もあり、年々地域と学校の協働活動が盛んになってきております。ご協力ありがとうございます。

今年度は、新型コロナウイルスの影響で、今までと同じように活動できない現状です。しかし、こんな時だからこそ今までの固定観念を外し、子どもたちを育てるためにできることを探していきたいと考えています。子どもたちの学びをさらに充実させるためにも、そして地域の皆さんの活躍の場を広げるためにも、これからも奔走してまいります。よろしくお願いたします。

丸田省二
コーディネーター連絡会
会長からひと言

熱中症に気をつけて！

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「新しい生活様式」が求められています。今夏は、これまでとは異なる生活環境となることから、例年以上に熱中症に気をつけなければなりません。感染症予防を行いながら、熱中症予防をこれまで以上に心がけましょう。

「新しい生活様式」での熱中症予防行動のポイント

- ・暑さを避けましょう。
- ・適宜マスクを外しましょう。
- ・こまめに水分補給をしましょう。
- ・日頃から健康管理をしましょう。
- ・暑さに備えた体作りをしましょう。



■問合せ 那須地区消防本部 ☎0287-28-5119

特別定額給付金の申請はお済みですか？

簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金を給付します。

▼給付対象者 令和2年4月27日現在で町に住民登録のある方

▼給付額 給付対象者1人につき10万円

▼申請者 給付対象者の属する世帯の世帯主

▼申請方法

①郵送申請 町から郵送された申請書に必要事項を記入し、受取口座の通帳またはキャッシュカードの写しと、申請者の本人確認書類（運転免許証等）の写しを裏面に添付し、返信用封筒で申請してください。

子育て世帯への臨時特別給付金のお知らせ (公務員受給者)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金が支給されます。

公務員の方は、申請が必要です。期間内に申請してください。

※公務員以外の受給者には、6月10日に支給されています。

▼申請方法 勤務先から児童手当

②オンライン申請 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーポータルからオンラインで申請できます。

▼申請期限 8月17日(月)消印有効

▼申請・問合せ 総務課定額給付金係 ☎726901



の受給証明を受けた「子育て世帯への臨時特別給付金申請書（請求書）」を住民生活課へ郵送または持参で提出

※提出先は、令和2年3月31日現在で住民登録のある市区町村です。

▼申請期間 11月30日(月)まで

▼支給日 申請書を受付後、随時

▼申請・問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎726908

保育園等の新型コロナウイルス感染症対策

町の保育園等では、次のことに取り組んでいます。

○毎日、職員は検温をしています。

○37・5℃以上ある場合は勤務を控えます。

○手指の消毒を徹底しています。

○石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒を園児・職員ともに行っています。

○施設内の消毒を徹底しています。

○毎日、朝・昼・晩の3回、アルコール・次亜塩素酸ナトリウムによる消毒をしています。保育室、トイレ、水道周り・遊具などは念入りに消毒しています。

○定期的な換気をしています。

○保育室はこまめに窓を開け、また、園庭やホールなど広い場所を使つての保育を行っています。

○園児同士の間隔を確保しています。

○給食、午睡等は園児同士の間隔を広げ、気温の高い日はエアコンを使用しています。

○職員はマスクを着用して保育を行っています。

○年長児などマスクを付けることができる園児には、協力をお願いしています。

※なお、外遊び、運動遊びのときには、熱中症対策のため、園児はマスクを外して行っています。

○乳幼児期は、人との信頼関係を培う大切な時期で、保育士や友だち同士・家族との密接な関りが重要です。そのため、保育士や友だちと手をつなぐなどの遊びを控えることはしていません。

▼問合せ こども未来課保育係 ☎726959

新しい生活様式を踏まえた 初盆の新型コロナウイルス感染症対策

○玄関先に手指消毒液を置く。

○人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける。

○お茶は紙コップや持ち帰りに。

○食事をする場合は取り分けずに個別で。

○マスクを着用する。

○発熱やかぜの症状がある場合は日を改めるなど。

※高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方と会う際には、体調管理をより厳重にする。

第3回とちぎ次世代の力大賞で 井上真梨子さんが奨励賞を受賞

6月12日、ビジネスや文化など多方面で地域社会に活力をもたらしている若手を顕彰する「第3回



写真左から井上敬二朗さん、真梨子さん、平山町長

「農からみた食や生活の大切さをこれからも発信していきます」と話し、受賞を喜びました。

井上さん夫妻の今後の活躍が期待されます。

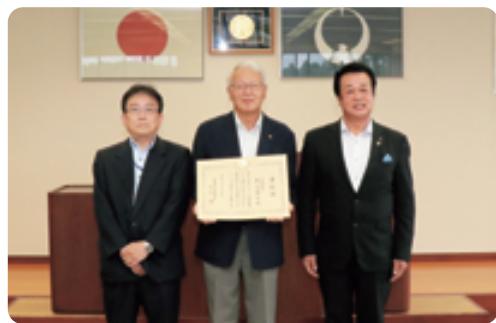
次世代の力大賞」（下野新聞社主催）で、井上真梨子さん（狸久保）が、奨励賞を受賞されました。井上さんは、夫の敬二朗さんと共に就農して3年目。「食べる人の健康と笑顔を想う『食』を提供したい」とお米を使った商品を開発・販売しています。お二人は、「田んぼの価値最大化」を掲げ、お米以外にも田んぼの多面的価値を広く伝え「那須の美しい風景を守りたい」と考えて活動しています。

新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者の方やその家族が不当な差別的取扱いを受けるなど悲しい事例が報道されています。一方で、DVや虐待の増加も大きな心配です。法務省の人権擁護機関では、差別や虐待等のさまざまな人権問題について、電話やインターネットで相談を受け付けています。配偶

人権相談
一人で悩まず
ご相談ください
「新型コロナウイルス
感染症に関連した
法務大臣メッセージ」

行政相談委員表彰 関東管区行政評価局長表彰 平山英夫さん

5月27日、町の行政相談委員の平山英夫さん（西田）が、関東管



写真左から栃木行政監視行政相談センター 丸山センター所長、平山英夫さん、平山町長

賞状を受け取りました。

区行政評価局長表彰を受賞されました。この表彰は、管轄区域内の委員のうち、業績が顕著で他の模範となる方を表彰するものです。平山さんは、平成23年から町の行政相談委員として、町民からの行政の仕組み・手続きに関する問い合わせや、行政サービスに関する苦情などの相談を受け、解決のための助言などを行っています。6月24日、役場正庁で贈呈式が行われ、平山さんは「この表彰を期に、また身を引き締めて相談業務に精進してまいります」と述べ、

功績が認められて表彰されました。

この度、澤正三さん（本郷2）が、栃木県人権擁護委員連合会長表彰を受賞されました。澤さんは、平成27年7月に人権擁護委員を委嘱され、現在も大田原人権擁護委員協議会那須町部会長として活躍されています。人権擁護と人権思想の普及・高揚に努められ、その

人権擁護委員表彰
栃木県人権擁護委員連合
会長表彰 澤正三さん

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分
様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110

いじめ・虐待（DVやいじめ）など子どもの人権問題に関する相談はこちら
子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら
女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています
インターネット受付 インターネット人権相談 0570-003-110
パソコン、スマートフォン共通 <https://www.jrhkngo.jp/>

者やパートナーからのDVにお悩みの方は、「みんなの人権110番」や「女性の人権ホットライン」に電話してください。インターネットによるメール相談もご利用ください。児童生徒の皆さんは、フリーダイヤル「子どもの人権110番」やスマートフォンからも利用できる「子どもの人権SOS・eメール」をご活用ください。そして、DVや虐待を見聞きした方は、ご連絡をお願いいたします。秘密は守ります。一人で悩まず、安心してご相談ください。

延長窓口を再開

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため休止していた、毎週金曜日の延長窓口を7月3日から再開しました。

- 開設課 税務課、保健福祉課、住民生活課
- 延長時間 午後5時15分～7時15分

国勢調査 令和2年10月1日現在で
2020 国勢調査を実施します

詳しくはキャンペーンサイトへ▶

パブリックコメント

那須町振興計画後期基本計画 への意見を募集しています

(素案)



町では、「第7次那須町振興計画後期基本計画」の策定を進めています。この計画に、町民の皆さんの意見を反映するため、意見募集(パブリックコメント)を行っています。

▼計画の概要 那須町の計画的なまちづくりを継続的に推進していくため、令和3年度から令和7年度までを目標年度とする後期基本計画を策定するものです。

▼意見を提出できる人 ①町内に住所を有する方、②町内に通勤・通学する方、③町内に事務所または事業所を有する個人・法人等、④町に対して納税義務を有する個人・法人等、⑤本計画に利害関係がある個人・法人等

▼募集期間 6月22日(月)～7月22日(水)

▼閲覧場所 ①窓口 企画財政課、役場各支所(土日祝日を除く午前8時30分～午後5時)

②町ホームページ

▼意見の提出方法 閲覧場所①の各窓口、ファクシミリ、電子メール、郵送のいずれかの方法

で、「意見用紙」を提出してください。

※「意見用紙」は閲覧場所の各窓口に備え付けてあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

※電話による意見の受け付けはできません。

※意見に対する個別回答は行いません。

※個人情報(目的以外には使用せず、公表もしません) ※提出された書類は返却できません。

◎左記のようなものは意見として取り扱いません。

・住所、氏名、電話番号等が未記入で要件を満たしていない場合
・本件に直接関係がない場合

▼意見の公表 提出された意見は、内容を整理して町ホームページなどで公表します。

▼意見提出先・問合せ

企画財政課総合政策係
☎ 6906
☎ 1133
Fax 1133
〒329-3292
寺子丙3-13
kikaku@town.nasu.lg.jp

6月議会定例会

農業委員会委員の任命や那須町空家等対策の推進に関する条例の制定など18議案を可決

令和2年第3回那須町議会定例会が、5月29日から6月8日までの11日間開催され、18議案が可決されました。主な議案は次のとおりです。

【農業委員会委員の任命】

現農業委員の任期が令和2年7月19日をもって満了になることに伴い、12名の次期農業委員の任命について同意されました。

【那須町空家等対策の推進に関する条例の制定】

生活環境の保全と安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的に、空き家等の対策に關し必要な事項を定めるものです。

【補正予算】

国のGIGA(ギガ)スクール構想の実現に向け、小・中学校における校内LAN整備工事費などの費用を令和2年度一般会計補正予算に計上しました。
この結果、一般会計の総額は、1億180万円が追加され、164億450万円となりました。

【工事請負契約の締結】

クリーンステーション那須に資源ごみを保管するためのストックヤード新築工事について、株式会社高久組と工事請負契約を締結しました。

6月議会臨時会

令和2年第4回那須町議会臨時会が、6月24日に開催され、那須町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正など2議案が可決されました。

【那須町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正】

令和2年7月から12月まで、町長、副町長、教育長の給料月額がそれぞれ10%、7%、5%減額となりました。

【補正予算】

歳入は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫補助金を増額するほか、プレミアム付き商品券の売払収入を追加しました。

歳出は、プレミアム付き商品券の発行に係る事業費を計上したほか、町内経済の回復支援や感染症の拡大を防止するための追加対策に要する費用を令和2年度一般会計補正予算に計上しました。

この結果、一般会計の総額は、1億6,010万円が追加され、165億6,460万円となりました。

町立保育園民営化の進捗状況

町では、那須町第2期保育園運営適正化・整備計画に基づき、保育園の民営化を進めています。

那須高原保育園は、社会福祉法人陽向（高根沢町）が既存の園舎で令和3年度から、大同保育園と高久保育園を統廃合した保育園は、社会福祉法人千駒会（大田原市）が高久小学校の旧校庭の一部に保育園を新築し、令和4年度から運営します。

新築工事は今年度末ごろの着工を予定していますが、工事の支障となる遊具や樹木の撤去工事および原発事故の際に埋設保管した除染土壌の敷地内移設工事を8月頃から行う予定です。

▼問合せ こども未来課保育園整備係
☎(72)6959

敬老会を中止します

毎年9月に開催しています敬老会を新型コロナウイルス感染拡大防止と、出席者、関係者の健康と安全面を考慮し、中止します。

なお、敬老祝金は、次のおり贈呈します。対象の方へ8月上旬までに通知書を送付します。

▼敬老祝金対象・金額

- ・77歳に達する方 1万円
- ・88歳に達する方 2万円
- ・100歳に達する方 15万円
- ・101歳以上の方 3万円

▼問合せ 保健福祉課福祉係

☎(72)6917

町に移住した方へ 那須町移住定住促進住宅取得等補助金をご利用ください

町外から転入し、自ら居住するための住宅（延べ床面積100㎡以上）を取得等した方を対象に、補助金を交付しています。

▼要件

- ※次の全てに該当する方
- ・平成28年4月1日以降に町に転入し住宅を取得等した方
- ・町税等の滞納が無い方
- ・配偶者がいる方
- ・本人または配偶者のいずれかが満45歳未満である方
- ・町が交付する住宅取得に係る補助金の交付を受けたことがない方

▼補助金の額

○基本額

- ・新築住宅 50万円
- ・中古住宅 30万円
- ・増改築（30㎡以上） 20万円

○加算額

- ・18歳未満の被扶養者1人あたり20万円
- ・3世代同居 20万円
- ・町内事業者施工 20万円

※交付限度額は、130万円です。必ず事前にご相談ください。

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係
☎(72)6955

町内で住宅を新築・増改築する方へ 那須町住宅建設資金利子補給補助金をご利用ください

金融機関から住宅の新築または増改築に必要な資金の貸付を受けた方を対象に、利子の一部を補助します。

▼要件

- ※次の全てに該当すること
- ・町に住居登録のある方
- ・町内に自己が居住する住宅を新築または増改築し、金融機関から住宅建設資金の貸付金を50万円以上受けている方
- ・対象となる住宅は、新築が延床

面積200㎡（約60坪）以内、増改築は既設面積を含め200㎡以内とする

▼対象貸付額 貸付金額に対し500万円を限度とする

▼利子補給額 年度末貸付残高に對し2%以内の割合を乗じて得た額（令和元年度は0.6%）

▼期間 金融機関から貸付けを受けたときから5年以内

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係
☎(72)6955

あなたの空き家を 有効活用しませんか？

近年、適正に管理されず放置され、老朽化した危険な空き家が増加し、大きな社会問題となっています。空き家の所有者等には、適正な管理を行う責任があります。建物が老朽化し、瓦や外壁の落下が原因で、近隣の家屋を壊したり、通行人にけがをわせたりした場合には、所有者等が管理責任を問われます。このようなことを起こさないためには「空き家が危険な状態になる前の適切な対処」がとても重要です。

町では、所有者から申請された空き家を登録し、利用を希望する方に紹介する「那須町空き家バンク事業」を実施しています。

▼実績

○延べ利用希望件数 174件

（令和元年度末日時点）

○事業が開始された棟数 22棟

（平成27年9月から延べ）

空き家が居住できるように賃貸、売却して有効活用したい、持ち家が空き家になって困っている、遠方に居住しているため空き家の管理ができないという方は、ぜひご相談ください。

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係
☎(72)6955

介護保険料が一部変わります

第1号被保険者（65歳以上の方）のうち、低所得者（第1～3段階）の令和2年度介護保険料を下表のとおり変更します。

これは、昨年10月の消費税率引上げによる財源を活用した社会保障の充実策として、これまで実施していた保険料軽減に加え、第1～3段階の保険料をさらに軽減するものです。

※第4段階から第9段階の保険料は変更ありません。

▼問合せ
 ○保健福祉課介護保険係
 ☎ 6910
 ○税務課庶務諸税係
 ☎ 6936

介護保険料段階別一覧（令和2年度）

段階	対象者	保険料年額 ()内は変更前
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金等収入額の合計が80万円以下の方	20,900円 (26,100円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で第1段階に該当しない方 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	34,800円 (40,000円)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第1段階に該当しない方 ・第2段階以外の方	48,700円 (50,500円)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方を対象に保険税等を減免します

次の要件を満たす方は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料が減免となります。

▼要件

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負った世帯の方（全額免除）
- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①②どちらにも該当する世帯の方（全部または一部免除）

① 給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること

② 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること（国民健康保険・後期高齢者医療保険については更に前年の所得の合計額が1千万円以下であること）

▼申請受付 7月15日(水)から

※申請には、収入を証明する書類等が必要となります。詳しくは、町ホームページをご確認ください。

▼申請・問合せ 税務課庶務諸税係
 ☎ 6936

固定資産税（土地・家屋）に関するお願い

○土地について
 固定資産税の土地評価における課税地目は、台帳地目（登記簿上の地目）にかかわらず、毎年1月1日時点での利用状況によって認定します。

▼家屋が新築などである場合
 町では、家屋表題登記や建築確認申請、航空写真等を活用して家屋の新増築を把握するほか、町内を巡回し新増築や取り壊し等の確認調査を行っています。

▼家屋が新増築してある場合
 新たに課税対象となる場合は、家屋調査実施のお願いの通知を送付します。また、現地確認にて調査をお願いする場合があります。

▼過年度に建築した家屋
 過年度に建築していたことが確認できた賦課漏れの家屋は、原則として、さかのぼって課税（最大5年間分）となります。

▼問合せ 税務課資産税係・全棟調査係
 ☎ 6905

**家屋を新築などで
取得した方へ**



○家屋について
 固定資産税の土地評価における課税地目は、台帳地目（登記簿上の地目）にかかわらず、毎年1月1日時点での利用状況によって認定します。

▼過年度に建築した家屋
 過年度に建築していたことが確認できた賦課漏れの家屋は、原則として、さかのぼって課税（最大5年間分）となります。

▼問合せ 税務課資産税係・全棟調査係
 ☎ 6905

▼家屋が減失してある場合
 調査で家屋の減失を確認した場合、原則として減失を確認した年度の翌年度の課税台帳からの削除となりますので、家屋を減失した場合は速やかにご連絡ください。また、家屋を取り壊した年が確認できる減失証明書がある場合は、さかのぼって課税台帳から削除（最大5年間分）しますので、ご相談ください。

▼金融機関の窓口等、納税通知書に記載の場所で納付してください。

▼納期限 7月31日(金)

▼問合せ 大田原県事務所課税課不動産取得税担当
 ☎ 0287-23-4172

国民健康保険被保険者証

後期高齢者医療被保険者証

更新のお知らせ

現在交付している「国民健康保険被保険者証」と「後期高齢者医療被保険者証」は、7月31日で有効期限が切れます。8月から使用できる保険証を7月下旬に郵送しますので、8月1日以降は新しい保険証をご使用ください。

なお、有効期限の切れた保険証は使用できませんので、住民生活課または各支所にお返しください。

〈国民健康保険証〉

保険証は世帯主宛てにお送りします。

▼保険税納付を忘れずに

特別な事情もなく保険税を滞納し、納税相談にも応じない場合には、保険証の制限を受けることがあります。

▼保険証が変更となったときは

那須町国民健康保険から社会保険等に保険証が変更となったときは、届け出が必要となりますので、新たに加入した保険証、国民健康保険証および印かんを持参の上、住民生活課または各支所へ届け出てください。

届け出をしない場合、国民健康保険税は賦課され続けることとなりますので、変更となった日から14日以内に必ず届け出てください。

▼問合せ 住民生活課医療保険係
☎ 6909

〈後期高齢者医療制度〉

保険証は加入している方宛てに、お送りします（封筒の色は茶色）。

▼次の方には認定証を同封します
・過去に「限度額適用認定証」の交付を受けたことがあり、令和2年度の所得区分が基準額未満の方

・過去に「限度額適用・標準負担額認定証」の交付を受けたことがあり、令和2年度の所得区分が基準額未満の方

所得区分が現役並み所得者1または2（※）に該当する方は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまります。また、世帯の全員が住民税非課税の場合には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時の食事代も減額になります。該当する方は、住民生活課窓口で申請してください。

※現役並み所得者1とは、住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者（同一世帯の被保険者も含む）で、現役並み所得者2とは、住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者（同一世帯の被保険者も含む）です。

▼問合せ

○栃木県後期高齢者医療広域連合
☎ 028・627・6805
○住民生活課医療保険係
☎ 6909

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給には申請が必要です

児童扶養手当

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給します。

▼対象 次のいずれかに該当する18歳になった後の最初の3月31日までの児童（障がいの程度によって20歳まで）を監護・養育している方

・父母が婚姻を解消した児童
・母が未婚の児童
・父または母が死亡した児童
・父または母の生死が明らかでない児童

・父または母が一定程度の重度の障害の状態にある児童 など

▼すでに支給している方
8月中に「児童扶養手当現況届」を提出する必要があります。対象の方には、通知を郵送します。

特別児童扶養手当

精神または身体が中程度以上の

障がいのある児童を監護する父母または、その児童を養育している方に支給します。

▼対象 精神または身体が中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護する父または、その児童を養育している方

▼すでに支給している方
8月12日から9月11日までの間に「特別児童扶養手当所得状況届」を提出する必要があります。対象の方には、通知を郵送します。

共通事項

※「児童扶養手当現況届」、「特別児童扶養手当所得状況届」は、期間内に必ずご提出ください。

▼新たに申請する方

手当を受給するためには、認定請求（申請）が必要です。申請が遅れると、手当の支給が遅れる場合があります。また、所得が限度額を上回っていたこと等により、申請をしなければ、その後の住所や所得の変動等により、手当を受給できる場合がありますので、ご相談ください。

▼所得制限 受給者または扶養義務者の所得が一定額以上ある場合など、状況により支給されない場合もあります。

▼申請・問合せ 住民生活課戸籍住民係
☎ 6908